

# 嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 福祉活動専門員 1名
2. 雇用期間 令和4年8月1日～令和5年3月31日まで  
(業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります)
3. 仕事内容 相談支援業務等  
(専門知識を活用して、地域において支援を必要とする人に対する見守り、専門的な相談等)
4. 勤務地 大阪狭山市社会福祉協議会  
大阪狭山市今熊1丁目85番地
5. 受験資格 次のすべての条件を有する人  
①社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者もしくは受験資格を有する者または社会福祉や相談援助の経験のある方  
②普通自動車運転免許(AT限定可)
6. 勤務条件等
  - 給与 208,400円から229,200円(月額)  
このほか、通勤手当・時間外勤務手当の諸手当がそれぞれの規則に応じて支給
  - 勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時15分  
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み  
※休日に勤務する場合は、振り替え
  - 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
  - その他 大阪狭山市社会福祉協議会嘱託職員就業規則によるものとする。
7. 選考方法 小論文・面接
  - ※小論文については、  
テーマ「コミュニティソーシャルワーカーの役割について」  
(400字詰原稿用紙2枚以内)
  - ・小論文は、受験申込時に必要書類と併せて提出してください。
  - ・小論文は、市販の原稿用紙またはパソコンからフォーマットを使っ  
ていただいても結構です。(パソコン入力可)面接
8. 面接日及び場所
  - 日 時 応募者と相談
  - 場 所 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉福祉センター  
(さつき荘)  
大阪狭山市今熊1-85

9. 合否通知 試験実施後10日前後  
(全受験者に対し、合否にかかわらず連絡します)
10. 採用 令和4年8月1日 嘱託採用(採用日については相談に応じます)  
試用期間は、採用日より3か月間  
※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不相当と思われる場合は採用を取消することがあります。
11. 受験手続  
○受付期間 随時募集  
○提出書類 (1) 履歴書(写真貼付)  
(2) 職務経歴書  
(3) 小論文  
(4) 資格証のコピーもしくは受験資格を有することを証明できる書類
12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会 担当(古根川・津田)  
〒589-0005 大阪狭山市今熊1丁目85番地  
TEL 072-367-1761